

平成19年12月14日

社団法人全国信用組合中央協会
会長 網代 良太郎 殿

社団法人生命保険協会
会長 岡本 園 衛

「銀行等による保険募集」について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成19年12月22日から、銀行等において全ての保険商品の募集が可能となります。

これに関し、下記の点につきまして、引き続き適正な保険募集が行われるよう会員信用組合に対して周知の上、ご徹底いただきますようお願い申し上げます。

なお、今般、「銀行等による保険募集」に関する保険業法施行規則、保険会社向けの総合的な監督指針等の一部が改正され、より一層お客様保護を図るための制度整備が行われることとなりましたので、あわせて周知の上、ご徹底いただきますようお願い申し上げます。

当会といたしましては、よりよいお客様サービスの実現のため、貴会のご協力を賜りたく存じますので、何卒よろしくようお願い申し上げます。

記

1. 貴会会員信用組合において、保険業法施行規則第212条第3項第1号に規定する「銀行等生命保険募集制限先」に該当しない者に対して保険募集を行う場合であっても、同号の趣旨を踏まえた適正な保険募集を行っていただくこと。^(注1、2)
2. 貴会会員信用組合において、保険業法施行規則第212条第3項第3号に規定する「その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者」に該当しない者^(注3)が保険募集を行う場合であっても、同号の趣旨を踏まえた適正な保険募集を行っていただくこと。^(注1)

(注1) 金融審議会金融分科会第二部会「銀行等による保険販売規制の見直しについて」(平成16年3月31日)では、「『圧力販売につながるような融資先に対する保険販売を禁止』することが適当であるとの意見が太宗を占めた」と記載されている。

(注2) 不適切な事例として、取引上優越した地位にある信用組合が、融資先企業に対し、要請に応じなければ融資をとりやめるまたは融資に関し不利な取扱いをする旨を示唆して、当該企業の代表者の配偶者に保険加入の申込みを事実上余儀なくさせる場合などが想定される。

(注3) 該当しない者には、例えば、支店長等営業所・支店等の業務を統括する者も含まれる。

以上